議長	
確認印	

# 議会運営委員会会議録

1、開会の日時	平成 29 年 2 月 28 日 13:30	
閉 会	平成 29 年 2 月 28 日 16:35	
2、場 所	委員会室	
3、出席した委員	割貝寿一、小林達信、鈴木安次、鈴木 茂、吉田克則	
4、欠席した委員	なし	
5、出席を要求し	副議長	
た者	総務課長(説明員)	
6、職務のため出	議長、	
席した者	事務局長、書記	
7、付議事件	第1 平成29年第2回塙町議会定例会について	
	第2 全員協議会の開催について	

#### 8、議事の経過

小林達信副委員長が開会

割貝寿一委員長あいさつ

委員長が進行

第1 平成29年第2回塙町議会定例会について

(1)町長提出議案等について

(総務課長が資料に基づき議案の説明及び人事に関し追加議案がある旨説明 内容省略)

委員長:質疑を行う。

鈴木(安)委員:説明資料の一部に誤りがある。たばこ税と入湯税。

総務課長:訂正する。

吉田委員:重点事項一覧には前年度との比較(予算額)を入れてほしい。また、同 資料に中山間事業が記載されているが面積が大きすぎないか。

総務課長:確認する。

吉田委員: IP 告知端末の使用料であるが、どのような扱いになるのか。

総務課長:年2回の徴収を1回にすることである。様式等は規則に定めることができる。

鈴木(安)委員:コンビニ納付ができるようになるのか。

鈴木(孝)委員:NTTの代理収納と納付書による納付の2通りある。今回はNTTの方を変えるということか。

総務課長:NTTの徴収を変え、町独自にするということである。NTTは通さないようにする。

鈴木(安)委員:コンビニ納付ができるようにするべきでないか。

吉田委員:改正理由はここに記載しているものとはニアンスが異なるのでは。説明文が分かりにくい。

小林委員:人事の追加議案があると聞いたが、予備知識を得たい。

総務課長:年齢は45歳程度、現在、県北振興局の職員と聞いている。細かい点はよく承知していない。

小林委員:副町長は大切、重要な議決となるので予備知識を得たかった。

委員長:そのほかなければ、総務課長説明は終わる。休憩する。

(休憩)

(2)議員発議について

委員長:議員発議はあるのか。

事務局長:現在ないが、意見書提出を求める陳情がある。後程協議して必要となれば発議となる。

委員長:その時点で協議する。

#### (3)一般質問について

事務局長:11 人から通告があった。提出原文と整理したものをお配りした。必要に応じ訂正している。以下、訂正後のものを説明するが、原文と見比べてほしい。 (以下通告順に説明 略)

委員長:訂正内容など問題ないか確認してほしい。

(各委員内容確認)

委員長:意見等あるか。

委員長:青砥議員の通告文は長いが訂正後のものは本人から了解は得たのか。

事務局長:了解はとっていない。

(これでは通告書として不適切という人あり。)

委員長:事務局が訂正した内容でよいか本人に確認してほしい。

(毎回このような通告書では問題がある。という人あり。)

鈴木(孝)委員: 青砥議員の質問の中「放射能汚染解除宣言」という文言はあるのか。 正式ではないのではないか。

事務局長:正式にはないのかもしれないが、通告者の意思を尊重した。 小林委員:原発後の町の対応とあるが、この地域にはふさわしいのか。

委員長:風況被害はあるが

(誤解を招く表現という人あり。)

鈴木(茂)委員:風評被害はある。その他の被害はあるのか。

議長:原文には「甲状腺がん」についての記述もあるが、今のところ因果関係はないとされている。慎重にやるべき内容である。

事務局長:通告内容が客観的なものや本人が調査した結果であれば、発言はやむを えないと思う。2の(1)については、「原発事故後の町の対応」というように総括的 に表現し、(2)は削除してはどうか。

#### (異議なし)

委員長:そのように決する。

鈴木(茂)委員:給食費無料化について複数人いる。

小林議員:これまでは同じ質問でも認めてきたが今回から議運で調整してはどうか。

委員長: 視点はそれぞれ違っているので認めるべき。前に質問があっても、それを 踏まえて質問するはず。また、まったく同じなら、その時点で分かったので質問し ないと思う。重複することはない。基本的に、通告者の意向を尊重する。

(保育費無料化について発言する人あり。)

議長:事務局、一般質問に対して意見があれば。

事務局長: 漠然とした通告もあるかみ合う議論のためには、その背景を記載いただけるとよいと思う。なお、答弁を求める相手については内容によって変わるもので議長の判断による。

鈴木(孝)委員:監査委員に答弁を求める質問があるが、この内容で必要なのか。 鈴木(茂)委員:下重議員の質問は、1の(3)、(4)は一つにまとめられないか。「ご み山はどこ見消えた」は別な言い回しはないか。3 についても言い回しを変えたほ うがよいと思う。

(町政に関係するのか疑問という人あり。)

事務局長: 3 O(1) は削除しても意味は通じると思う。

(異議なし)

事務局長:2の(1)については、「ごみ山はどのような状況になっているのか。」でよいか。

## (異議なし)

吉田委員:これは衛生組合の問題ではないか。

事務局長:内容による。衛生組合の事務となれば質問できない。

小林委員:振興公社に関しての質問は注意が必要である。

鈴木(安)委員:経営改善は振興公社の問題でないのか。

事務局長:前の一般質問答弁に対する質問と理解する。単なる経営改善であれば質問できないことになる。

委員長:一般質問についてはこれで終わる。

## (4) 請願・陳情等について

(事務局長が陳情内容説明)

委員長:陳情として挙がっているので「陳情扱い」とする。

(異議なし)

#### (5)諸般の報告について

事務局長: 例月出納検査報告書、一部事務組合議会結果報告書(広域圏) はタブレット、議員派遣(意見交換会)報告書は写し配布、総務・経済常任委員会所管事務調査報告書は写し配布し、委員長報告としたい。

委員長:説明の通り決める。

(6)会期・日程(案)及び会期中の委員会について・

(事務局長が説明 総括的質問のための委員会は初日設定するなど 詳細略) 鈴木(茂)委員:質疑の時間はこれまでより短いのではないか。委員会は1日でよい のではないか。

小林委員: そうは思うが、会期はとっておくほうがよい。

鈴木(茂)委員:初日の委員会は短時間で終わらせたい。

事務局長:事前に質疑者を決定し、この委員会で内容を決定できるように質疑者が

準備していただければありがたい。

委員長:提案のとおり会期を決定したい。

(異議なし)

## 第2 全員協議会の開催について

(事務局が 学校給食費、塙町第5次長期総合計画、塙町公共施設総合管理計画について申し出がある旨 説明)

鈴木(孝)委員:学校給食費については一般質問者がいる。本会議で質すべきものなのでこの件の全協は開催しない方がよい。

委員長: 学校給食費については開催しないで、その他2件は開催することにしたい。 (異議なし)

委員長:これで終わる。

その他で何かないか。

事務局長:町への依頼文提出を予定している。内容はお配り資料のとおり。議会が タブレットを利用している関係上、資料の電子化及び事前提出を依頼するもの。

(異議なし)

委員長:この内容で提出する。

委員長: 先ほど青砥議員の行動について出されたが、ここで議題にする。ここに手 紙の写しがある。

鈴木(安)委員:以前議長は青砥議員に注意するとしていたが何もしなかったのはなぜか。

議長: その後問題にならなかったので解決したと考えた。原因となった人もそれほど重大なことと認識していなかった。そのため、事を荒立てる必要性はないと考えた。

鈴木(茂)委員: 道の駅のパートの雇用契約に関し、脅しともとられかねない手紙を 議会議員青砥要蔵として送付した。議員の権限ではない。内容も事実誤認があると 思われる。

吉田議員:この内容は議員の行動規範に抵触しないのか確認してはどうか。

(「議員の権限を逸脱している。」「極めて不適切な言動」「議員必携にもある」など の発言相次ぐ。)

委員長: まるっきり違反という感じはしない。個人の行動である。調べておかしければ、議長注意が必要。

(「口頭でなく文書で注意すべきこと」など発言する人あり。)

吉田議員:議長がやるべきものかどうか。

鈴木(安)委員:本人の話を聞くことも必要である。

小林委員:全協で議員の意見を聞いてやるべきである。

(「それは適切か」という人あり)

吉田委員:この内容について県の議長会に照会しては。

事務局長:法律上は、議会、委員会の中での言動は問題になるが個人的行動は対象にならない。しかし、議会基本条例には、議員個人としての言動も慎めとしているので個人的なものでも問題になる場合もあると解する。ただし、法律に基づく対応はできない。

小林委員:かつて議会だよりの編集後記の内容に対し異議を唱える意見広告を出したことがある。その時は、私の行動が問題だとして全協が開かれたことがある。今回も、全協を開いて協議すべきことだと考える。他に聞く必要はない。自分たちで考えるべきである。

委員長:全協はいいと思うが、議長会に確認してもいいと思う。

吉田委員:実名の入った手紙の写しを全協に出していいのか。

(「名前を消せばよいのでは」という人あり。)

委員長: 手紙は出さず要約して事務局に報告させればどうか。

(「提出すべき」という人あり。)

吉田委員: 手紙の出所など問題にならないか。

委員長:青砥議員に直接注意という方法もある。

(「それでは解決にならない」「議会全体の問題である」という人あり。)

小林委員:バイオマス発電のとき「一人1億円くれれば」などと発言している。その時は議員でなかったが、同じことを繰り返す恐れがある。

吉田委員:全協となると正式会議である。考慮すべきである。

(「名前を消せば問題ない」「隠す必要はない」「本人の希望である」というひとあり)

事務局長:問題は何かということ。この問題は、手紙の内容がまずいのか、議会議員青砥要藏と書いて、あたかも議会の意思のような形で手紙を送ったことがまずいのかである。青砥與藏氏個人の名前なら問題なく、議会議員であるのにこのような行為をしたのが問題ということであれば、手紙の写しを配布する必要はないと思う。中身について議会として問題とすることは違っていると思う。

小林委員:議員としてこのようなことをやってはまずい。

事務局長:全協は法に沿った協議の場と単なる議員同士の話の場の2通りある。今回の内容は後者の全協で行うべきことと考える。

鈴木(茂)委員:議員の肩書を持つ個人が会社の雇用に関し介入できるのかどうかが 問題。

事務局長:議員にはそれに関し職務権限はない。仮に議員名があっても職務権限がないことを行うことに対して議員としての行動に問題があるとは言えないのではないか。だだ、議員の名称を付けることによって相手方に議員の権限としてこのようなことを行ったと印象付けたとすれば問題がないとは言い切れないと思う。

鈴木(茂)委員:権限はないとしても、あると思ってこのような行為をしたものではないか。

事務局長:議会議員としての品格の問題になるかもしれないが、対応は慎重に行う

べきである。参考意見である。

鈴木(安)委員:全協を閉じた後、任意の全協で協議してはどうか。

鈴木(孝)委員:私的な全協で協議すべき。

委員長:そのようなことにする。 委員長:これで議事を終わる。

副委員長閉会

塙町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長